

本県の行政地図は大きく塗りかえられた

—住みよい平和郷をめざして—

町村合併問題は、わが国行政史上誠に画期的な大事業として、各方面から大きな関心と期待を寄せられていたが、関係者各位の日夜を分たぬ献身的努力は勿論、関係市町村民の理解と協力によって、ここに輝かしい実績を収めて一段落を告げたようである。

すなわち全国の市町村数は 3,973 となり、合併前に比べ約三分の二の 5,942 (奄美群島の 20 を除く) 減少したが、本県は特に全国有数の合併成績を収め、去る 10 月 1 日現在で 15 市 41 町 44 村の 100 市町村となり、28 年当時と比べ実に 271 町村が姿を消したわけである。

	市	町	村	計
28年9月	285	1,967	7,643	9,895
31年9月	498	1,904	1,571	3,973
比較	(+) 213	(-) 63	(-) 6,072	(-) 5,922

(注) 31年9月には奄美群島の1市5町14村が含まれている。

	市	町	村	計
28年9月	4	55	307	366
31年9月	15	41	44	100
比較	(+) 11	(-) 14	(-) 263	(-) 266

これは明治以来最も困難な事業として、各方面から敬遠されがちであつたことを思い合せれば、誠に今昔の感に堪えない。しかも 8 年という短時日の間に、この難事業を成し遂げたのだから実に驚嘆に値するものであり、関係者の苦勞は相像以上のことであろう。一般では、局部的に発生した事件や分村問題を取り上げて、今回の町村合併は天下りのたか、形式的だとの批判も行われているが、このような歴史的な大事業を強行するためには、多少のトラブルの起ることもやむを得ないと思われる。私たちは、一時的な目先の問題にとらわれ過ぎて、社会発展のテンポに遅れては大変である。あくまでも住民の恒久的利益と幸福を増進するという大局の見地に立つて恒事を判断しなければならない。そこにはじめて、住民間の意志を十分反映し、融和協調の精神を必要とする理由もまたここにあることが理解されるわけである。この輝かしい進歩と発展の足跡を回顧すれば、各地に数多くの悲劇や美談が生れているが、何といつても町村合併は、わが国の地方行政史上に一紀先を画するものといえよう。

新市町村としては、いよいよ合併から建設の段階に入ったわけで、これが合理的運営と健全な発展が今や全国民の最大関心事となつてきているが、まず市町村としては、従来の建設計画を再検討して総合調整を図らなければならないと思う。そして新地域における生産力の増強と生活文化度の向上を計り、住民所得の増加を期する長期的な総合経営策を目標として、新しい建設計画を一日も早く樹立しなければならない。すなわち市町村としては、全住民の生活と緊密に結びつけた施策を実施して、生産活動の伸長を計り、収入増加の機会拡大に努める必要がある。

そのためにはまず第一に、新地域の自然的、経済的、

文化的諸条件の精密な基礎調査を実施して、これが現況を科学的立場から慎重な分析を行い、最も合理的かつ効果的な長期計画を樹立しなければならない。従来の調査は、時間的、予算的關係もあつてか、どうしても部分的なものが多く、その上個々バラバラの形で行われるので、計画もお座なり式や場当たり式になつてしまふ恐れが少なくないようである。そのために折角の調査も、利用価値も非常に少なくなつてしまうのである。たとえば調査項目としても、(1)地勢、(2)気象(3)人口、戸数の構成、就業別、年齢別の人口(4)土地および水面の利用状況(5)産業の構造、物資の生産および流通、生産施設(6)住民所得、雇傭、金融(7)治山、治水、土木、交通、運輸、通信(8)教育文化、社会福祉、保健衛生(9)市町村および各種団体の経営状況などを加えて、その有機的關係を十分掌握しなければならない。自治庁などにおいても、①新地域社会の経営開発計画を立てること。②新市町村の経営能力を合理的に整備すること。③長期計画を総合開発的な立場から実施することなどの点を強調している。

第二には、あくまでも補助金目当ての計画や総花式の予算編成を避けて、計画は重点的で効果的なものにするのが肝要である。新市町村は広大な地域とばう大な人口を有するために、地域的、感情的対立の和合調整のみに執心して、総花的予算を組みやすいようであるが、これは固く戒しめるべきである。また県の総合開発計画や隣接市町村の建設計画との関連を十分考慮することが大切である。

第三には、市町村役場を中心に各種の公共団体、産業経済団体、社会教育団体、その他文化団体、青年婦人団体などの積極的な協力を得るために、連絡協議機関を設置して、地域全体の総合行政を行うように心がけねばならない。やもすれば、古いお役所式の縄張り意識が強く残つているので、各部門の総合調整の徹底はなかなか困難なようであるが、あくまでもセクシヨナリズムを排除するように努力すべきである。長い間地方行政の第 1 線において尽力された三好氏(元京都府知事)などもこの点を強く指摘している。本県でも去る 9 月 29 日に新農村建設協議会が計画実施の指定市町村などを会員として発足して新農村建設に関する調査研究や、会員相互の情報連絡関係機関との連絡協議などの事業を推進することになつたことは、誠に時宜を得たものとして今後の活動が期待される。

第四は、住民の自治意識の高揚を計るとともに、住民へサービスを改善することが大切である。従来の天下りの政策を止めて、部落の協同的団結心を正しい方向に導き、あくまでも住民の自治意識を高揚しなければ、新市町村建設の諸施策も十分その目的を達成できないことは火を見るより明かである。また市町村当局としても、本庁、支所、出張所などを通じて、窓口サービスの改善や手続、連絡の簡素化を断行すべきである。

以上は、余りにも皮相的見解として一笑されるかも知れないが、昨年の本誌 7 月号に掲載した『町村合併とその将来』についてここに私見を発表したわけである。私たちは、新しい理想と抱負に燃える新市町村のたゆまぬ努力と相まつて国や県の適切な指導と助言、援助がよくコントロールされ、あらゆる困難な条件を克服して、明るく住みよい平和郷が各地に築き上げられることを企願するものである。(野上生)

市 郡 町 村 名
昭和31年9月30日現在

(カッコ内は合併し
て消えた町村名)

水戸市(上大野村、柳河村、渡里村、吉田村、酒門村)
(一部、河和田村の一部)

日立市(多賀町、日高村、久慈町、中里村、坂本村、)
(東小沢村、豊浦町)

土浦市(上大津村)

石岡市(石岡町、高浜町、三村、関川村)

下館市(下館町、竹島村、養蚕村、五所村、中村、河)
(間村、大田村、嘉田生崎村)

結城市(結城町、山川村、絹川村、江川村、上山川村)

龍ヶ崎市(龍ヶ崎町、馴柴村、大宮村、八原村、長戸村)

那珂湊市(那珂湊町、前渡村の一部、平磯町)

下妻市(下妻町、大宝村、勝波ノ江村上妻村、総上村)
(豊加美村、高道祖村)

水海道市(水海道町、豊岡村、菅原村、大花羽村、三妻)
(村、五箇村、大生村、坂手村、真瀬村の一部)

常陸市(谷和原村の一部、内守谷村、菅生村)

常陸太田市(太田町、佐都村、菅田村、機初村、西小沢村)

勝田市(佐竹村、幸久村、世矢村、河内村の一部)

高萩市(高萩町、松岡町、高岡町、櫛形村の一部、黒)
(前村の一部)

北茨城市(磯原町、華川村、南中郷村、関南村、大津町)
(平瀧町、関本村)

◎東茨城郡

茨城町(長岡村、上野合村、川根村、沼前村)

大洗町(磯浜町、大貫町、旭村の一部)

小川町(白河村、橋村)

内原町(下中妻村、中妻村、鯉淵村の一部)

常北町(石塚町、小松村、西郷村)

桂村(岩船村、坪村、沢山村)

常澄村(下大野村、稻荷村、大場村)

赤塚村(上中妻村、山根村の一部、河和田村の一部)

美野里村(堅倉村、竹原村)

石崎村(酒門村の一部)

御前山村(伊勢畑村、野口村、長倉村)

飯富村(山根村の一部)

◎西茨城郡

笠間町(大池田村、北山内村、南山内村、友部町の)
(一部)

岩瀬町(北那珂町、東那珂村)

友部町(突戸町、大原村、北川根村、鯉淵村の一部)

岩間町(南川根村)

稻田町(西山内村が町制施行で名称変更)

◎那珂郡

那珂町(菅谷町、神崎村、額田村、五合村、戸多村)
(芳野村、木崎村)

大宮町(玉川村、大貫村、大場村、上野村、静村の)
(一部、世喜村の一部、塩田村の一部)

山方町(諸富野村の一部、世喜村の一部、下小川村)
(の一部、塩田村の一部)

東海村(石神村、村松村)

瓜連町(静村の一部)

美和村(檜沢村、隣郷村)

緒川村(小瀬村、八里村)

◎久慈郡

大子町(依上村、袋田村、宮川村、佐原村、黒沢村)
(生瀬村、上小川村の一部)

金砂郷村(郡戸村、久米村、金郷村、金砂村)

水府村(染和田村、河内村の一部、山田村、天下野)
(村、高倉村)

里美村(小里村、賀美村)

◎多賀郡

多賀町(櫛形村の一部、黒前村の一部、高萩市の一部)

◎鹿島郡

鹿嶋町(巴村、徳宿村、新宮村、秋津村、旭村の一部)

波崎町(矢田部村、若松村の一部)

神栖村(息栖村、軽野村、若松村の一部)

鹿島町(高松村、豊津村、豊郷村、波野村)

旭村(夏海村、大谷村、諏訪村)

大野村(大同村、中野村)

大洋村(白鳥村、上島村)

◎行方郡

麻生町(太田村、大和村、小高村、行方村)

来町(津知村、延方村、大生原村)

玉造町(手賀村、沼里村、玉川村、現原村)

北浦村(武田村、津澄村、要村)

牛堀町(香澄村、八代村、牛堀村)

◎稻敷郡

阿見町(朝日村、君原村、舟島村)

牛久町(岡田村、奥野村)

江戸崎町(君賀村、沼里村、鳩崎村、高田村)

新利根村(根本村、柴崎村、太田村)

東村(十余島村、本新島村、伊崎村)

美浦村(木原村、安中村、舟島村の一部)

河内村(生坂村、源清田村、長竿村、河内村の一部)
(は千葉果栄町へ)

◎新治郡

八郷町(柿岡町、林村、園部村、瓦会村、恋瀬村、)
(葦穂村、小幡村、小枝村)

出島村(下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾)
(村、志土庫村)

千代田村(志筑村、新治村、七会村)

桜村(栄村、九重村、栗原村)

新治村(藤沢村、山ノ莊村、斗利出村)

玉里村(田余村、玉川村)

◎筑波郡

谷田部町(小野川村、葛城村、島名村、真瀬村の一部)

筑波町(北条町、田水山村、田井村、小田村、作岡村)

伊奈村(三島村、谷井田村、豊村、小張村、久賀村)
(の一部、板橋村)

谷和原村(谷原村、十和村、福岡村、小絹村)

豊里町(上郷町、旭村の一部、吉沼村の一部)

大穂町(旭村の一部、吉沼村の一部)

◎眞壁郡

眞壁町(長讃村の一部、紫尾村、谷貝村、樺穂村)

明野町(大村町、長讃村の一部、上野村、鳥羽村、)
(村田村)

関城町(関本町、黒子村、河内村)

協和村(小栗村、新治村、古里村)

大和村(雨引村、大國村)

◎結城郡

八千代村(西豊田村、中結城村、安靜村、下結城村、)
(川西村、三和村の一部)

石下町(豊田村、岡田村、飯沼村、玉村の一部)

千代川村(崇道村、玉村の一部、蚕飼村、大形村)

◎猿島郡

岩井町(中川村、七郷村、神大実村、飯島村、弓馬)
(田村、七重村、長須村)

境町(静村、長田村、猿島村、森戸村)

総和村(勝鹿村、岡郷村、桜井村、香取村)

三和村(幸島村、八俣村、名崎村)

猿島町(生子菅村、逆井山村、香掛町)

◎北相馬郡

取手町(小文間村、寺原村、稲戸井村、高井村の一部)

藤代町(相馬町、六郷村、山王村、高須村の一部、)
(久賀村の一部)

守谷町(高井村の一部、高野村、大野村、大井沢村)

利根町(布川町、文間村、文村、東文間村)